

別添資料 1

教職員区分ごとの改正内容

1. 市大承継教職員・市大区分教職員の休暇にかかる改正

○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員	必要と認める時間	有給

○制度内容を改正するもの

種類	改正前	改正後
妊娠障害休暇	取得可能期間は1回の妊娠につき <u>7日</u> を超えない範囲内で必要と認める期間	取得可能期間は1回の妊娠につき <b>2週間</b> を超えない範囲内で必要と認める期間
子の看護休暇	取得対象となる子は <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u> にあるまでの子	取得対象となる子は <b>中学校就学の始期に達しない子</b>

## 2. 特定職員にかかる改正

### (1) 勤務しないことの承認

#### ○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い
永年勤続にかかる承認	4月1日において次のいずれかに該当する特定職員のうち、心身の活力の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められる特定職員 ア 年齢45歳以下かつ勤続20年の者又は勤続20年未満かつ年齢45歳の者 イ 年齢55歳以下かつ勤続30年の者又は勤続30年未満かつ年齢55歳の者	4月1日から翌年3月31日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間	有給

#### ○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
研修の受講にかかる承認	無給	有給
厚生計画実施参加にかかる承認	無給	有給
兼業にかかる承認	無給	有給
講演会等の講演実施にかかる承認	無給	有給
講演会等聴講にかかる承認	無給	有給
資格試験受験にかかる承認	無給	有給
人工透析にかかる承認	無給	有給
献血にかかる承認	無給	有給

### (2) 休暇

#### ○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる特定職員	必要と認める時間	有給

#### ○制度内容及び給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
妊娠障害休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得可能期間は1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li>無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得可能期間は1回の妊娠につき2週間を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li>有給</li> </ul>

○制度内容を改正するもの

種類	改正前	改正後
子の看護休暇	取得対象となる子は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるまでの子	取得対象となる子は中学校就学の始期に達しない子

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
病気休暇	無給	90日まで有給 90日超は50%支給
妊産婦通院休暇	無給	有給
妊婦通勤緩和休暇	無給	有給
産前産後休暇	無給	有給
育児時間休暇	無給	有給
結婚休暇	無給	有給
配偶者分べん休暇	無給	有給
育児参加休暇	無給	有給
ボランティア休暇	無給	有給
ドナー休暇	無給	有給

(3) 休職・休業

○制度を新たに設けるもの

- 自己啓発等休業（詳細は別添資料3-1のとおり）

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
病気休職	無給	満1年まで給与の80%を支給

		1年超は無給
難病休職	無給	満1年まで給与の100%を支給 1年超から満2年まで給与の80%を支給 2年超は無給
起訴休職	無給	給与の60%以内を支給
研究休職	無給	給与の70%以内を支給
業務・通勤傷病休業	無給	給与の100%を支給

### 3. 特定有期雇用教職員にかかる改正

#### (1) 勤務しないことの承認

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
研修の受講にかかる承認	無給	有給
厚生計画実施参加にかかる承認	無給	有給
兼業にかかる承認	無給	有給
講演会等の講演実施にかかる承認	無給	有給
講演会等聴講にかかる承認	無給	有給
資格試験受験にかかる承認	無給	有給
人工透析にかかる承認	無給	有給
献血にかかる承認	無給	有給

#### (2) 休暇

○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる特定有期雇用教職員	必要と認める時間	有給

○制度内容及び給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
妊娠障害休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得可能期間は1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li>無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得可能期間は1回の妊娠につき2週間を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li>有給</li> </ul>

○制度内容を改正するもの

種類	改正前	改正後
子の看護休暇	取得対象となる子は9歳に達する日以後の最初の3月	取得対象となる子は中学校就学の始期に達しない子

	31 日までの間に あるまでの子	
--	---------------------	--

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
病気休暇	無給	90 日まで有給 90 日超は 50%支給
妊産婦通院休暇	無給	有給
妊婦通勤緩和休暇	無給	有給
産前産後休暇	無給	有給
育児時間休暇	無給	有給
結婚休暇	無給	有給
配偶者分べん休暇	無給	有給
育児参加休暇	無給	有給
ボランティア休暇	無給	有給
ドナー休暇	無給	有給

(3) 休職・休業

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
病気休職	無給	満 1 年まで給与の 80%を支給 1 年超は無給
難病休職	無給	満 1 年まで給与の 100%を支給 1 年超から満 2 年まで給与の 80%を支給 2 年超は無給
起訴休職	無給	給与の 60%以内を支給
研究休職	無給	給与の 70%以内を支給
業務・通勤傷病休業	無給	給与の 100%を支給

#### 4. 短時間勤務教職員にかかる改正

##### (1) 勤務しないことの承認

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
厚生計画実施参加にかかる承認	無給	有給
人工透析にかかる承認	無給	有給
献血にかかる承認	無給	有給

##### (2) 休暇

○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる短時間勤務教職員	必要と認める時間	有給

○制度内容及び給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
妊娠障害休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得可能期間は1回の妊娠につき<u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li><u>週勤務日数に係らず</u>取得可</li> <li>無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得可能期間は1回の妊娠につき<u>2週間</u>を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li><u>週3日勤務以上の者に限り</u>取得可</li> <li>有給</li> </ul>
結婚休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>週勤務日数に係らず</u>取得可</li> <li>無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>週3日以上勤務の者に限り</u>取得可</li> <li>有給</li> </ul>
育児参加休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>週勤務日数に係らず</u>取得可</li> <li>無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>週3日以上勤務の者に限り</u>取得可</li> <li>有給</li> </ul>

ボランティア休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週勤務日数に<u>関係なく</u>取得可</li> <li>・無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週3日以上勤務の者に限り取得可</li> <li>・有給</li> </ul>
----------	--------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

○制度内容を改正するもの

種類	改正前	改正後
子の看護休暇	取得対象となる子は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるまでの子	取得対象となる子は中学校就学の始期に達しない子

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
病気休暇	無給	90日まで有給 90日超は50%支給
生理休暇	無給	年13回・1回につき休日を含んで引き続いた2日まで有給 (これを超える部分は無給)
妊産婦通院休暇	無給	有給
妊婦通勤緩和休暇	無給	有給
産前産後休暇	無給	有給
育児時間休暇	無給	有給
配偶者分べん休暇	無給	有給
ドナー休暇	無給	有給

(3) 休職・休業

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
病気休職	無給	満1年まで給与の80%を支給 1年超は無給
難病休職	無給	満1年まで給与の100%を支給 1年超から満2年まで給与の80%を支給

		2年超は無給
起訴休職	無給	給与の60%以内を支給
研究休職	無給	給与の70%以内を支給
業務・通勤傷病休業	無給	給与の100%を支給

## 5. 臨時雇用職員にかかる改正

### (1) 勤務しないことの承認

○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い
献血にかかる承認	本法人の敷地内で赤十字血液センターの実施する献血に協力する教職員	必要と認める時間	有給

### (2) 休暇

○制度を新たに設けるもの

名称	対象者	期間	給与の取扱い																													
災害時における退勤途上の危険回避休暇	風水害、震災、火災その他の非常災害において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる臨時雇用職員	必要と認める時間	有給																													
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる臨時雇用職員	必要最小限度の期間	有給																													
忌引休暇	忌引の臨時雇用職員	死亡した者に応じて、下表に掲げる日数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死亡した者</th> <th colspan="2">期間</th> </tr> <tr> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>8日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>8日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、曾祖父母</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>孫、曾孫</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>伯叔父母</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>甥、姪、いとこ</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	期間		血族	姻族	配偶者	10日		父母	8日	3日	子	8日	3日	祖父母、曾祖父母	3日	1日	孫、曾孫	1日	—	兄弟姉妹	3日	1日	伯叔父母	1日	1日	甥、姪、いとこ	1日	—	有給
死亡した者	期間																															
	血族	姻族																														
配偶者	10日																															
父母	8日	3日																														
子	8日	3日																														
祖父母、曾祖父母	3日	1日																														
孫、曾孫	1日	—																														
兄弟姉妹	3日	1日																														
伯叔父母	1日	1日																														
甥、姪、いとこ	1日	—																														
結婚休暇	結婚する臨時雇用職員（週3日以上勤務の者に限る）	入籍の日又は挙式の日から1週間前の日から6月を経過するまでの間につき6日	有給																													

配偶者分べん 休暇	配偶者の分べんに伴い 勤務しないことが相当 であると認められる臨時 雇用職員	配偶者の分べんにかかる入院 等の日から当該分べんの日後 2週間を経過するまでの期間 につき3日	有給
育児参加休暇	配偶者が分べんする場合 において、その分べんにか かる子又は小学校就学の始 期に達するまでの子を養育 する臨時雇用職員で、これ らの子の養育のため勤務し ないことが相当であると認 められる臨時雇用職員 (週3日以上勤務の者に 限る)	産前産後の期間における16 週(多胎妊娠の場合は24 週)につき5日	有給
ボランティア 休暇	自発的に、かつ、報酬 を得ないで社会に貢献 する活動(専ら親族に 対する支援となる活動 を除く。)を行う場合 で、その勤務しないこ とが適当であると認め られる臨時雇用職員 (週3日以上勤務の者 に限る)	4月1日から翌年3月31日 までの間につき5日を超え ない範囲内で必要と認め る期間又は時間	有給
ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄 液の提供希望者として その登録を実施する者 に対して登録の申出を 行い、又は骨髄移植の ため配偶者、父母、子 及び兄弟姉妹以外の者 に骨髄液を提供する場 合で、当該申出又は提 供に伴い必要な検査、 入院等のため勤務しな いことがやむを得ない	必要と認められる期間	有給

	と認められる臨時雇用 職員		
--	------------------	--	--

○制度内容及び給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
妊娠障害休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得可能期間は1回の妊娠につき<u>7日</u>を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li>・<u>週勤務日数</u>に関係なく取得可</li> <li>・無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得可能期間は1回の妊娠につき<u>2週間</u>を超えない範囲内で必要と認める期間</li> <li>・<u>週3日勤務以上の者</u>に限り取得可</li> <li>・有給</li> </ul>
子の看護休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得対象となる子は<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u>にあるまでの子</li> <li>・無給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得対象となる子は<u>中学校就学の始期</u>に達しない子</li> <li>・有給</li> </ul>

○給与の取扱いを改正するもの

種類	改正前	改正後
生理休暇	無給	契約期間中2回・1回につき休日を含んで引き続いた2日まで有給 (これを超える部分は無給)
妊産婦通院休暇	無給	有給
妊婦通勤緩和休暇	無給	有給
産前産後休暇	無給	有給
育児時間休暇	無給	有給
介護休暇	無給	有給

(3) 休業

○制度を新たに設けるもの

- ・業務・通勤傷病休業